

## 重要事項説明書(低圧)

### 【しらくまプラン】

(2023年8月18日以降お申込分に適用)

2023年8月18日実施  
2024年3月1日最終更新  
しらくま電力株式会社

この書面は、電気事業法第2条の13に定める小売電気事業者の説明義務および書面交付義務に基づき、低圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明するものです(お客さまは、当社が、本重要事項説明書のほか、契約締結後にお送りする書面、契約内容の変更に伴う通知その他各種ご案内を、電子メール、マイページへの掲載その他の電磁的方法によりお知らせすることをご承諾いただきます。)。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続きに進んでいただきますようお願い致します。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、当社電力需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本プランでは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営するスポット市場におけるスポット取引の約定処理の結果得られる価格による変動があり、かかる価格の変動により、お客さまが当社に支払う電力料金が上昇ないし下落する可能性があります。

#### 1. お申込み・契約成立・供給開始

- (1) お申込みは、当社の電力需給約款に記載された供給条件を契約内容とすることを同意の上、当社所定の様式により、インターネットを通じてさせていただきます。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、書面での申込みも受け付けております。
- (2) お客さまの電気設備の状況または現在ご契約中の小売電気事業者とのご契約内容等の状況(オール電化プランでご契約されている場合等)により、切り替えができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、現在のご契約内容によっては、現行の電気料金より高くなる可能性があります。また、引越し先でのご利用等、現在電力契約が無い場所での新たなお申込みは受け付けておりません。
- (3) 電力需給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾し、当社への切り替え手続きが完了した日に成立いたします。具体的なご契約成立日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、上記によらず当社とお客さまとの間で合意した場合は、当該日といたします。
- (4) 供給開始日は、原則として、お客さまがお申込みをした後に到来する最初の検針日といたします。最初の検針日までに切り替え手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。具体的な供給開始日は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にてお知らせいたします。ただし、お客さまが供給を受けられるエリアの一般送配電事業者所定の手続きが完了するまで、電気の供給を開始することはできません。
- (5) お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、供給開始日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。
- (6) お申込みにあたり、現在ご契約中の小売電気事業者へ

の解約連絡は不要です。また、現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で、①契約途中の解約金等の発生、②ポイント等の失効、③継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア、④過去の電力使用量に関する照会の不可、等が生じる可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

- (7) 当社は、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等(これらの変更も含まれます。))は、書面の交付(郵送)に代え、ホームページ、メール等の電磁的方法により、お客さまにお知らせすることがあります。また、本重要事項説明書のほか、電力需給約款、切り替え手続き完了時にお送りする書面、各種ご案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。

#### 2. 電力需給契約の契約期間・更新

契約期間の定めはなく、契約期間は、電力需給契約が成立した日から終了する日までといたします。一定の時期に解約したことに伴う違約金はありません(ただし、お客さまのお申込みにより発生した工事費負担金その他の費用については、お客さまが実際に電気の供給を受けたか否かにかかわらず申し受けます。

#### 3. 契約電流・契約容量・契約電力

契約電流・契約容量・契約電力は、「電気料金種別定義書」1.(契約種別)のうちから、お客さまのお申出により定めます。現在既に別の小売電気事業者との間でご契約の場合には、当該小売電気事業者との間で適用されている契約電流、契約容量、契約電力によるご契約のお申込みをお願いいたします(お申込みと同時に契約電流、契約容量、契約電力を変更することはできません。))。

#### 4. 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

#### 5. 電気料金

- (1) 料金は、算定期間(7(2)をご覧ください。1ヶ月の料金の算定対象期間をいいます。)ごとに、①基本料金、②電力量料金、③再生可能エネルギー発電促進賦課金、④電源調達調整費を加えたものといたします。
- (2) 標準的な各料金単価は別表の通りです。詳細については「電気料金種別定義書」をご参照ください。ただし、上記によらず、当社とお客さまとの間で別途の合意をした場合には、合意した料金単価を適用するものといたします。

#### 6. 工事費等の負担

- (1) お客さまの供給開始または契約電力の増加その他の電力需給契約の変更(変更の撤回も含まれます。)に伴って、一般送配電事業者から負担を求められる工事の工事費負担金その他の費用及びその支払いに必要な費用(一般送配電事業者からの求めに応じて当社が行った工事等の費用を含みます。)が生じる場合、当社は、これら設備の設置または変更の工事についての工事負担金その他の費用について、工事着手前に申し受けます。
- (2) 計量器の設置に伴う費用負担については、原則として一般送配電事業者において費用負担の上で設置するものですが、お客さまのご希望により、これを越えた設備の設置を行う場合には、当社はそのための費用を負担せず、お客さまにご負担いただきます。

## 7. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、原則として一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量いたします。
- (2) 料金の算定期間は、原則として毎月の検針日から翌月の検針日の前日までの間の 1 ヶ月間といたします。ただし、電気の供給開始、電力需給契約の解約や契約電流等の変更があった場合などには、電力需給約款にもとづき日割計算をすることがあります。

## 8. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、当社が提供するインターネット上のマイページにおいて通知いたします。紙での請求書の発行は原則行っておりません。マイページを閲覧するための情報は、切り替え手続き完了時にお送りする書面にて通知いたします。
- (2) 毎月の電気料金については、算定期間の最終日の翌月 27 日までに、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法によりお支払いいただくものといたします。なお、これらの方法によることができない場合には、当社が指定した方法によりお支払いいただきます(振込手数料等、支払時に発生する手数料等はお客さまのご負担となります。)。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、さらに翌月の請求となる場合や、2 か月分の電気料金がまとめて請求されることがあります。
- (3) 工事費負担金については、その都度、(1)の方法によりお支払いいただくものといたします。
- (4) お客さまが、支払期日を経過してなお料金を支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息(年 10 パーセントの割合。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額及びこれに対する消費税相当額を除いて算定します。)を申し受けます。

## 9. お客さまのご協力

- (1) スマートメーターの取り付け:お客さまの電気のご契約場所の計量器(電気メーター)がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託する施工会社(以下「施工会社」といいます。)にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者または施工会社よりご連絡をさせていただきますので、ご家族の皆様スマートメーターの取替工事の連絡があり、工事が実施されることをお伝えください。なお、取替工事の際に当社への電気のご契約切り替えのためであることは告げられませんのでご了承ください。なお、本取替工事の際お客さまの工事立ち合いの必要は原則ありません。
- (2) 需要場所への立ち入りによる業務の実施:当社または一般送配電事業者は、以下の場合には、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
  - (a) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
  - (b) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、開閉器その他の電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
  - (c) 計量値の確認
  - (d) 供給の終了または停止のための措置
  - (e) その他電力需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務または保安上必要な業務

- (3) 保安に対するお客さまの協力:一般送配電事業者の電気工作物の異常や一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼす恐れを発見した場合には、当社または一般送配電事業者に通知していただきます。
- (4) 供給の中止または使用の制限もしくは中止:一般送配電事業者もしくはお客さまの電気工作物の故障もしくはそのおそれがある場合、一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事の関係上やむを得ない場合、非常変災の場合、保安上の必要がある場合、一般送配電事業者の託送供給等約款その他の規定に定めるその他の場合には、電気の供給中止または使用の制限もしくは中止の措置が取られることがあります(電力需給約款 31 条)。

## 10. 契約の変更・解除・解約

- (1) お客さまが電力需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。電力需給契約の変更に関するお問合せ・お申込みは、15 に記載の当社の窓口にて受け付けております。なお、契約の変更であって、料金基準(①基本料金の有無および額、②電力量料金についての時間帯別または季節別料金の設定の有無、③電力料金のうち定額料金の有無、額、定額料金の上限値とする電力量、④電力量料金のうち従量料金の単価、⑤燃料費調整の有無についての料金の諸条件をいうもの)とします。)の変更を伴う場合には、当社が変更を承諾した後最初に到来する検針日から新たな料金基準を適用することとします。
- (2) 当社は、電力調達費用の変動等により料金基準の改定が必要となる場合(消費税・地方消費税の変更に伴う改定は除きます。)は、料金改定についてお客さまにご連絡いたします。お客さまは、新たな料金基準を承諾しない場合は、新料金基準適用開始日の 30 日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで電力需給契約を解約することができます。
- (3) お客さまは、電力需給契約の解約を希望される場合、電気の使用の終了希望日を定めて、15 日前までに当社に通知することにより、電力需給契約を解約することができます。また、お客さまが、当社との電力需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、当該小売電気事業者から電気の供給を受ける日の前日の 15 日以上前に、当該小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当該小売電気事業者との間の契約内容によっては、当社に対する解約の申入れが別途必要となる場合がありますので、ご注意ください。)。お客さまが上記に従って解約される場合には、上記終了希望日または新たな小売電気事業者との間での供給開始日の前日をもって当社との電力需給契約は終了するものといたします。なお、上記の 15 日前までのお申入れまたはお申込みがない場合には、供給終了のために必要な処置を当社が完了した日をもって当社との電力需給契約は終了するものといたします。
- (4) お客さまが電気の終了希望日の通知をせず、電気のご契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らか場合は、一般送配電事業者にてお客さまが電気の使用をされていないと確認した日に、電力需給契約は消滅するものといたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社に対する債務の弁済を遅延した場合、お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険などを理由として供給停止に至った後もこれが解消されない場合、お客さまについて一定の事由(仮差押や租税滞納処分がされた場合、お客さまが支払停止状態となった場合、法人その他の事業者であるお客さまが営業の全部もしくは重要な一部を譲渡したり、資本の大幅な減少、営業の廃止または解散の決議

をしたりされた場合、その主たる営業について営業停止処分などを受けられた場合など)には、電力需給契約の解除をする場合があります(電力需給約款 39 条)。

この場合には、解除の 15 日前までに通知いたします。このほか、お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなどの表明保証ないし確約に違反した場合には、当社は、電力需給契約を直ちに解除することができるものいたします。なお、解約に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合があるため、電気のご使用にあたっては、お客さまご自身において、みなし小売電気事業者への特定小売供給のお申込み、または一般送配電事業者への最終保障供給のお申込みを行う必要があります。

- (6) 一般送配電事業者からの求めがあった場合など電力需給契約がお客さまの実際の電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまとの当該契約を適正なものに変更させていただくことがあります。
- (7) 契約の終了または変更に伴い、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて工事費負担金その他の費用の精算を求められる場合には、当社はお客さまから同金額およびその支払いに要する費用を申し受けます。
- (8) 需給契約に基づく料金その他の金銭債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。また、需給契約の終了時点において未払いとなっている料金(電気料金、電源調達調整費を含みますが、これらに限られません。)がある場合には、お客さまは直ちに当社に支払うものとしします。

#### 11. 違約金等

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、当社に対し、その免れた金額(不正に使用した期間が確認できないときは、当社が合理的に決定した期間により算定いたします。)の 3 倍に相当する違約金を支払うものいたします。なお、当社にこれを超える損害が発生すれば、更に賠償いただきます。
- (2) 当社がお客さまに電気を供給するために必要な設備の設置または変更の工事に必要な費用については、お客さまの都合によって、供給開始に至らずに、電力需給契約を終了または変更される場合であっても、当社が該当一般送配電事業者から請求された金額およびその支払いに必要な手数料ならびに当社による工事に当たって必要な費用(実際に供給設備の工事を行わなかった場合における測量監督等に費用を要したときの実費を含むもの)といたします。)をお客さまから申し受けます。
- (3) お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または該当一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

#### 12. 実質 CO2 排出量ゼロの電気の供給

- (1) 当社は、FIT 電気の調達及び卸電力取引所からの調達による電気を供給いたします。(なお、FIT 電気を調達する費用の一部は、国の法律に基づく FIT 制度により、広く電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。また、卸電力取引所から調達される電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、FIT 電気以外の再生可能エネルギー電気などが含まれます。)
- (2) 当社は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用して調整することにより、実質的に、当社が供給する電気の 100%について、二酸化炭素排出量ゼロの再生可能エネルギー電気による供給に努めます。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書の調達状況によっては、調整後の二酸化炭素排出量がゼロとならない

場合があります。また、非化石証書に関する制度が将来変更された場合には、改めて誠実に協議するものとします。

#### 13. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、個人情報の保護に関する法律、電気事業法その他の関係法令及びガイドラインを遵守します。詳細は、当社ホームページのプライバシーポリシー (<https://afterfit.co.jp/privacy.html>) をご参照ください。
- (2) 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内において利用します。
  - (a) 当社グループの提供する商品・サービスの利用に伴うご連絡、DM の送付、各種お知らせの配布、送信
  - (b) 当社グループの提供する商品・サービスに関する調査、分析、改善及びマーケティング
  - (c) 新規商品・サービスの開発
  - (d) キャンペーン、アンケート、モニター及び取材等の実施
  - (e) 当社グループの契約上の義務の履行及び権利の行使
  - (f) 当社グループの商品・サービスに関する問い合わせへの対応

#### 14. その他

- (1) 当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電力需給約款およびご契約の諸条件によるものとします。
- (3) 当社は、本重要事項説明書、および電力需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめ実施期日を明らかにしてお知らせいたします。なお、実施期日以降の本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。

#### 15. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称: しろくま電力株式会社(登録番号: A0720)  
住所: 東京都港区芝大門二丁目 4 番 6 号豊国ビル  
メールアドレス: [shirokumapower@afterfit.co.jp](mailto:shirokumapower@afterfit.co.jp)  
ホームページ: <https://shirokumapower.com/>  
電話: 0570-071-515(ナビダイヤル)

※通話料金が発生いたします

## 電気料金計算方法

基本料金(注1)	+	電力量料金(注1)
		ご使用量 × 電力量料金単価
		+
		再生可能エネルギー発電促進賦課金(注2)
		再生可能エネルギー発電促進賦課金(基本料(注3))
		+
ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価		
		+
		電源調達調整費(注4)
		ご使用量 × 電源調達調整費単価

ご契約アンペア・ご契約容量・ご契約電力によって決定します。

(注1) 契約種別毎の単価は【基本料金単価および電力量料金単価】をご参照ください。

(注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまからご使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

(注3) 関西・中国・四国エリアのしろくまプラン(従量電灯A)でご契約の場合

(注4) 電源調達調整費の算定方法は【電源調達調整費】および【料金高騰準備金と料金高騰還付金】をご参照ください。

### 【基本料金単価および電力量料金単価】

北海道エリア			
しろくまプラン(北海道従量電灯B)			
基本料金	10アンペア	1契約あたり	330.00円
	15アンペア		495.00円
	20アンペア		660.00円
	30アンペア		990.00円
	40アンペア		1,320.00円
	50アンペア		1,650.00円
	60アンペア		1,980.00円
電力量料金	1kWhあたり		28.50円
しろくまプラン(北海道従量電灯C)			
基本料金	1kVAあたり		330.00円
電力量料金	1kWhあたり		28.50円
しろくまプラン(北海道従量電灯実量制)			
基本料金	1kWあたり		330.00円
電力量料金	1kWhあたり		28.50円
しろくまプラン(北海道低圧電力)			
基本料金	1kWあたり		800.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.90円
東北エリア			
しろくまプラン(東北従量電灯B)			
基本料金	10アンペア	1契約あたり	310.00円
	15アンペア		465.00円
	20アンペア		620.00円

電力量料金	30アンペア		930.00円
	40アンペア		1,240.00円
	50アンペア		1,550.00円
	60アンペア		1,860.00円
電力量料金	1kWhあたり		23.80円
しろくまプラン(東北従量電灯C)			
基本料金	1kVAあたり		310.00円
電力量料金	1kWhあたり		23.80円
しろくまプラン(東北従量電灯実量制)			
基本料金	1kWあたり		310.00円
電力量料金	1kWhあたり		23.80円
しろくまプラン(東北低圧電力)			
基本料金	1kWあたり		700.00円
電力量料金	1kWhあたり		21.70円
東京エリア			
しろくまプラン(東京従量電灯B)			
基本料金	10アンペア	1契約あたり	290.00円
	15アンペア		435.00円
	20アンペア		580.00円
	30アンペア		870.00円
	40アンペア		1,160.00円
	50アンペア		1,450.00円
	60アンペア		1,740.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.70円
しろくまプラン(東京従量電灯C)			
基本料金	1kVAあたり		290.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.70円
しろくまプラン(東京従量電灯実量制)			
基本料金	1kWあたり		290.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.70円
しろくまプラン(東京低圧電力)			
基本料金	1kWあたり		800.00円
電力量料金	1kWhあたり		20.00円
中部エリア			
しろくまプラン(中部従量電灯B)			
基本料金	10アンペア	1契約あたり	290.00円
	15アンペア		435.00円
	20アンペア		580.00円
	30アンペア		870.00円
	40アンペア		1,160.00円
	50アンペア		1,450.00円
	60アンペア		1,740.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.50円
しろくまプラン(中部従量電灯C)			
基本料金	1kVAあたり		290.00円
電力量料金	1kWhあたり		24.50円

しろうまプラン(中部従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		290.00 円
電力量料金	1kWh あたり		24.50 円
しろうまプラン(中部低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		600.00 円
電力量料金	1kWh あたり		21.70 円
北陸エリア			
しろうまプラン(北陸従量電灯 B)			
基本料金	10 アンペア	1 契約あたり	280.00 円
	15 アンペア		420.00 円
	20 アンペア		560.00 円
	30 アンペア		840.00 円
	40 アンペア		1,120.00 円
	50 アンペア		1,400.00 円
60 アンペア	1,680.00 円		
電力量料金	1kWh あたり		20.60 円
しろうまプラン(北陸従量電灯 C)			
基本料金	1kVA あたり		280.00 円
電力量料金	1kWh あたり		20.60 円
しろうまプラン(北陸従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		280.00 円
電力量料金	1kWh あたり		20.60 円
しろうまプラン(北陸低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		800.00 円
電力量料金	1kWh あたり		18.70 円
関西エリア			
しろうまプラン(関西従量電灯 A)			
最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約あたり	400.00 円
電力量料金	15kWh 超	1kWh あたり	22.80 円
しろうまプラン(関西従量電灯 B)			
基本料金	1kVA あたり		400.00 円
電力量料金	1kWh あたり		22.80 円
しろうまプラン(関西従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		400.00 円
電力量料金	1kWh あたり		22.80 円
しろうまプラン(関西低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		500.00 円
電力量料金	1kWh あたり		18.70 円
中国エリア			
しろうまプラン(中国従量電灯 A)			
最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約あたり	530.00 円
電力量料金	15kWh 超	1kWh あたり	24.60 円

しろうまプラン(中国従量電灯 B)			
基本料金	1kVA あたり		530.00 円
電力量料金	1kWh あたり		24.60 円
しろうまプラン(中国従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		530.00 円
電力量料金	1kWh あたり		24.60 円
しろうまプラン(中国低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		800.00 円
電力量料金	1kWh あたり		21.70 円
四国エリア			
しろうまプラン(四国従量電灯 A)			
最低料金	最初の 11kWh まで	1 契約あたり	400.00 円
電力量料金	11kWh 超	1kWh あたり	23.70 円
しろうまプラン(四国従量電灯 B)			
基本料金	1kVA あたり		400.00 円
電力量料金	1kWh あたり		23.70 円
しろうまプラン(四国従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		400.00 円
電力量料金	1kWh あたり		23.70 円
しろうまプラン(四国低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		800.00 円
電力量料金	1kWh あたり		21.10 円
九州エリア			
しろうまプラン(九州従量電灯 B)			
基本料金	10 アンペア	1 契約あたり	290.00 円
	15 アンペア		435.00 円
	20 アンペア		580.00 円
	30 アンペア		870.00 円
	40 アンペア		1,160.00 円
	50 アンペア		1,450.00 円
60 アンペア	1,740.00 円		
電力量料金	1kWh あたり		22.40 円
しろうまプラン(九州従量電灯 C)			
基本料金	1kVA あたり		290.00 円
電力量料金	1kWh あたり		22.40 円
しろうまプラン(九州従量電灯実量制)			
基本料金	1kW あたり		290.00 円
電力量料金	1kWh あたり		22.40 円
しろうま電力(九州低圧電力)			
基本料金	1kW あたり		600.00 円
電力量料金	1kWh あたり		19.10 円

## 【電源調達調整費】

### 1. 電源調達調整費単価の算定

#### (1) エリアスポット価格

一般社団法人日本卸電力取引所が運営する各電力管区のスポット市場において、本契約の供給エリアにおいてスポット取引の約定処理の結果得られる価格をいいます。

#### (2) エリアスポット価格平均値

(1)における、毎月1日から末日までの期間に係る、エリアスポット価格の平均値をいいます。なお、エリアスポット価格平均値には、消費税等相当額は含まれないものとします。また、エリアスポット価格平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 3 位で切り捨ていたします。

#### (3) 調整基準単価

各電力管区毎に「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)の通り定めるものといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、通知した改定日の属する月の料金算定起算日から使用される電気の料金から、改定後の調整基準単価による算定を開始するものとします。

#### (4) 調整係数

各電力管区毎に「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)の通り定めるものといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、通知した改定日の属する月の料金算定起算日から使用される電気の料金から、改定後の調整係数による算定を開始するものとします。

#### (5) 損失率

各電力管区毎の当該一般送配電事業者が適用する最新の託送供給等約款に定める損失率をいいます。

#### (6) 電源調達調整費単価

次の算式によって算定された値といたします。ただし、負数(マイナス)となった場合は 0 円といたします。

なお、電源調達調整費単価は、消費税および地方消費税を含む値とします。また、電源調達調整費単価の単位は 1 銭として、その端数は、切り捨てます。なお、適用するエリアスポット価格は、料金の算定期間の起算日が属する月の前月の値といたします。

$$\{ (\text{エリアスポット価格平均値} \times \text{調整係数}) - \text{調整基準単価} \} \div (1 - \text{損失率}) \times (1 + \text{消費税および地方消費税の税率})$$

#### (7) 電源調達調整費単価の適用

電源調達調整費単価は、「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)に定めるエリアスポット価格平均値算定期間に対応する電源調達調整費単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

### 2. 電源調達調整費の算定

#### (1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、その 1 月の使用電力量に前項の(7)に定める電源調達調整費単価を適用して算定いたします。

#### (2) 電源調達調整費の個別対応

当社は、(1)にかかわらず、エリアスポット価格平均値が「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)で定める値(以下、「料金高騰緩和基準単価」といたします。)を上回った場合、電源調達調整費を、当月を含む 3 月分の料金算定期間にわたり等分に分割して請求するものといたします。ただし、電源調達調整費の分割払いの適用を受けているお客さまの電力需給契約が終了する場合、電力需給契約が終了した日時点において未払いとなっている電源調達調整費の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して請求するものとします。ただし、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、料金高騰緩和基準単価を見直した場合は適用しな

いことができるものとします。

## 【料金高騰準備金と料金高騰還付金】

### 1. 料金高騰準備金の算定

当社は、「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)の算式によって算出された値が負数(マイナス)金額となった場合、エリアスポット価格平均値が高騰した月に備え料金高騰準備金を算定いたします。

#### (1) 月間販売電力量

毎月1日から末日までの期間で集計した、当該プランの販売電力量といたします。

#### (2) 料金高騰準備金単価

「電気料金種別定義書」別表 3(電源調達調整費)の算式によって算出された値といたします。ただし、正数となった場合、0 円といたします。

#### (3) 料金高騰準備金単価の適用

料金高騰準備金単価は、「電気料金種別定義書」別表 4(料金高騰準備金と料金高騰還付金)に定める月間販売電力量算定期間に対応する料金高騰準備金単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

#### (4) 料金高騰準備金の算定

(3)で適用した料金高騰準備金単価に、(1)で定める月間販売電力量を乗じた金額といたします。

#### (5) 料金高騰準備金残額の算定

(4)で定めた料金高騰準備金の直近 24 月の累計額から、2.で定める料金高騰還付金総額の直近 24 月の累計額を減じた金額といたします。

### 2. 料金高騰還付金の算定

当社は、エリアスポット価格平均値が高騰した月に、1.で算定した料金高騰準備金を還付いたします。

#### (1) 料金高騰還付基準単価および料金高騰還付係数

「電気料金種別定義書」別表 4(料金高騰準備金と料金高騰還付金)に定める通りといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

#### (2) 料金高騰還付単価の算定

1.(5)で定める料金高騰準備金残額に、エリアスポット価格平均値が料金高騰還付基準単価以上となる月の月間販売電力量で除し、料金高騰還付係数を乗じた値といたします。また、料金高騰還付単価の単位は 1 銭として、その端数は、切り捨てます。ただし、料金高騰還付単価が 0 円 10 銭未満の場合は、0 円といたします。

#### (3) 料金高騰還付金の算定

(2)で適用した料金高騰還付単価に、料金の算定期間における使用電力量を乗じた金額といたします。

#### (4) 料金高騰還付金総額の算定

上記(3)で算出された金額に基づく実際の還付額の総額といたします。

## ■クーリングオフに関する事項

- (1) お客さまが、当社の電気を訪問販売または電話勧誘販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面(下図参照)により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除。以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき(郵便消印受付など)から発生します。
- (2) この場合、お客さまは、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。また、②すでに提供を受けた役務の対価やその他費用などの支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。さらに、④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合は、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- (3) 上記クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることができます。
- (4) クーリングオフの行使の方法は、ハガキ等にご住所、ご契約者名をご記入の上、しらくま電力株式会社 カスタマーサポート宛てに郵送してください。※確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨いたします。なお、郵便費用はお客さままでのご負担となります。

切手

郵便はがき

〒105-0012

東京都港区芝大門2-4-6  
豊国ビル  
しらくま電力株式会社  
カスタマーサポート 行

ご住所  
ご契約者名  
電話番号

契約解除(申込撤回)通知

・ 申込日: ○年○月○日  
・ 担当者名

右記の契約について、申込を撤回します。